

4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針

法第8条第2項第4号の規定により、景観形成上重要な役割を果たしている建築物または工作物を指定します。

2 景観重要樹木の指定の方針

法第8条第2項第4号の規定により、景観形成上重要な役割を果たしている樹木を指定します。

なお、高垣や樹林地については、都市緑地法や市独自の施策により保全します。

5. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

1 行為に係る届出

次の届出対象行為をしようとする者は、千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)で定める手続きを行おうとする日の30日前までに届出を行うものとする。

2 行為の制限に関する事項

法第8条第2項第5号イの規定により、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を次のとおり定める。

☆市域全域（特定地区及び推進地区を除く）

届出対象行為	千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)で定める許可を必要とするもので、高さが4メートル以上のもの又は表示面積10平方メートルを超えるもの
広告物の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・手賀沼や古利根沼、利根川の水辺、斜面林をはじめとする樹林地や屋敷林、田園の緑への眺望を遮らない位置にすること。 ・道路きわからできる限り後退し、周辺の景観と調和させること。 ・建築物の屋上や壁面の広告物は、建築物本体と調和する位置に設置又は付帯させること。 ・野立て広告は、できる限り控えること。

<p>広告物の面積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手賀沼や古利根沼、利根川の水辺、斜面林をはじめとする樹林地や屋敷林、田園の緑への眺望を遮らないよう、必要最小限の面積に抑えること。 ・建築物の屋上や壁面に設置又は付帯する広告物は、建築物本体と調和するよう、必要最小限の面積に抑えること。 												
<p>広告物の数量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の個数や情報量は、必要最小限に抑えること。 ・建築物の屋上や壁面に設置又は付帯する広告物は、一つの壁面に同じ内容を複数表示しないようにすること。また、総量も必要最小限に抑えること。 ・複数の店舗や事務所等が入居する建築物については、それらの広告物を集約することにより、煩雑な印象を与えないようにすること。 												
<p>広告物の形態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮し、突出する形態としないこと。 ・建築物の屋上や壁面に設置又は付帯する広告物は、建築物本体と調和するよう、できる限り高さを抑えること。 												
<p>広告物の色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の表示面積の2分の1以上の部分については、以下の色彩を使用すること。 <table border="1" data-bbox="608 949 1291 1440"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤) Y R (橙) Y (黄)</td> <td rowspan="7">全範囲</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>G Y (黄緑) G (緑)</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫) R P (赤紫)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>N (無彩色)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・独立広告物の支柱などの表示面以外の部分は、明度6以下かつ彩度6以下の色彩を使用すること。 	色相	明度	彩度	R (赤) Y R (橙) Y (黄)	全範囲	10以下	G Y (黄緑) G (緑)	8以下	B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫) R P (赤紫)	6以下	N (無彩色)	
色相	明度	彩度											
R (赤) Y R (橙) Y (黄)	全範囲	10以下											
G Y (黄緑) G (緑)		8以下											
B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫) R P (赤紫)		6以下											
N (無彩色)													
<p>広告物の素材</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観から著しく突出する素材の使用は控えること。 ・周囲の景観に調和し、年月の積み重ねの中で風格や味わいを増す材料を使用するよう努めること。 											
<p>広告物の表示の方法</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に配慮した表示にすること。 ・広告物は道路境界を越えて掲出しないこと。ただし、公共施設への誘導を目的とするものや法令の定めにより掲出するものは、この限りでない。 ・光源を利用する場合は、周辺の環境への影響も含めて検討し、過剰な光が散乱しないよう光源の種類、位置、照明方法などを工夫し、光が身近に感じられる表情づくりをすること。また、光源の点滅など動きのあるものは控えること。 											

☆手賀沼ふれあいライン特定地区

届出対象行為	千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)で定める許可を必要とするもの														
屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・設置位置は、地盤面から10メートル以下にすること。 ・1棟につき1基とし、かつ、1基当たりの表示面積は、3.5平方メートル以下にすること。 ・表示面積の2分の1以上の部分については、以下の色彩を使用すること。 <table border="1" data-bbox="568 577 1252 1070"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤) YR(橙) Y(黄)</td> <td rowspan="5">全範囲</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>GY(黄緑) G(緑)</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>BG(青緑) B(青) PB(青紫) P(紫) RP(赤紫)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	R(赤) YR(橙) Y(黄)	全範囲	10以下	GY(黄緑) G(緑)	8以下	BG(青緑) B(青) PB(青紫) P(紫) RP(赤紫)	6以下	N(無彩色)			
色相	明度	彩度													
R(赤) YR(橙) Y(黄)	全範囲	10以下													
GY(黄緑) G(緑)		8以下													
BG(青緑) B(青) PB(青紫) P(紫) RP(赤紫)		6以下													
N(無彩色)															
突き出し広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・突出幅は1メートル以下で、かつ道路境界線を越えないこと。また、広告物の上端は軒の高さよりも低く、かつ地盤面から10メートル以下にすること。 ・掲出個数は、1棟につき1基とする。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対して1基までとする。 ・1基当たりの表示面積は、3.5平方メートル以下にすること。 ・表示面積の2分の1以上の部分については、屋上広告物の色彩基準に適合すること。 														
壁面・窓面利用 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面から突出しないこと。 ・設置位置は、地盤面から10メートル以下にすること。 ・同一壁面上に同一の内容の広告物は、1基にすること。 ・壁面の見付面積に対する割合は合計で10分の1以下とし、かつ、1基当たりの表示面積は、3.5平方メートル以下にすること。 ・表示面積の2分の1以上の部分については、屋上広告物の色彩基準に適合すること。ただし、切り文字とする場合は、この限りでない。 														

<p>独立広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物又は広告物を掲出する工作物の高さは、地盤面から10メートル以下にすること。 ・ 主要な広告物は、敷地当たり1基とする。ただし、道路に2面以上接している場合は、それぞれの面に対して1基までとし、それ以外の広告物は、高さ2.5メートル未満かつ表示面積2平方メートル以下にすること。 ・ 野立て広告物は、控えること。ただし、誘導案内板等で、公共サイン計画に適合するものは、この限りではない。 ・ 広告物の高さと後退距離、表示面積、色彩の基準は以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="608 535 1291 1335"> <thead> <tr> <th>高さ</th> <th>都市計画道路の境界線から広告物の先端までの距離</th> <th>表示面積</th> <th>表示面の色彩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5メートル未満</td> <td>0メートル以上</td> <td>2平方メートル以下</td> <td>表示面積の2分の1以上の部分の色彩は、屋上広告物の色彩基準と同じ</td> </tr> <tr> <td>2.5メートル以上 5メートル未満</td> <td>1メートル以上</td> <td>4.5平方メートル以下</td> <td>表示面積の3分の2以上の部分の色彩は、屋上広告物の色彩基準と同じ</td> </tr> <tr> <td>5メートル以上 7.5メートル未満</td> <td>2メートル以上</td> <td>3.5平方メートル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5メートル以上 10メートル以下</td> <td>3メートル以上</td> <td>1.5平方メートル以下</td> <td>表示面積の4分の3以上の部分の色彩は、屋上広告物の色彩基準と同じ</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立広告物の支柱などの表示面以外の部分は、明度6以下かつ彩度6以下の色彩を使用すること。 	高さ	都市計画道路の境界線から広告物の先端までの距離	表示面積	表示面の色彩	2.5メートル未満	0メートル以上	2平方メートル以下	表示面積の2分の1以上の部分の色彩は、屋上広告物の色彩基準と同じ	2.5メートル以上 5メートル未満	1メートル以上	4.5平方メートル以下	表示面積の3分の2以上の部分の色彩は、屋上広告物の色彩基準と同じ	5メートル以上 7.5メートル未満	2メートル以上	3.5平方メートル以下		7.5メートル以上 10メートル以下	3メートル以上	1.5平方メートル以下	表示面積の4分の3以上の部分の色彩は、屋上広告物の色彩基準と同じ
高さ	都市計画道路の境界線から広告物の先端までの距離	表示面積	表示面の色彩																		
2.5メートル未満	0メートル以上	2平方メートル以下	表示面積の2分の1以上の部分の色彩は、屋上広告物の色彩基準と同じ																		
2.5メートル以上 5メートル未満	1メートル以上	4.5平方メートル以下	表示面積の3分の2以上の部分の色彩は、屋上広告物の色彩基準と同じ																		
5メートル以上 7.5メートル未満	2メートル以上	3.5平方メートル以下																			
7.5メートル以上 10メートル以下	3メートル以上	1.5平方メートル以下	表示面積の4分の3以上の部分の色彩は、屋上広告物の色彩基準と同じ																		
<p>広告物の形態・素材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手賀沼の水辺、斜面林をはじめとする樹林地や屋敷林、田園の緑への眺望を遮らない位置や規模にすること。また、周辺から著しく突出する形態や素材の使用は控えること。 ・ 周囲の景観に調和し、年月の積み重ねの中で風格や味わいを増す材料を使用するよう努めること。 																				
<p>広告物の表示の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性に配慮した表示にすること。 ・ 広告物は道路境界を越えて掲出しないこと。ただし、公共施設への誘導を目的とするものや法令の定めにより掲出するものは、この限りでない。 ・ 光源を利用する場合は、周囲の環境への影響も含めて検討し、過剰な光が散乱しないよう光源の種類、位置、照明方法などを工夫し、光が身近に感じられる表情づくりをすること。また、光源の点滅など動きのあるものは禁止する。 																				